

<タイトル> 略式代執行により危険な空き家の除却工事を実施します

<本 文>

所有者等を特定することができない特定空家等について、倒壊等により近隣住民や道路の通行に対し被害の危険性が高まっていることから、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき公告を行いました。履行期限に至っても措置が行われないため、略式代執行を実施します。

1 略式代執行の概要

(1) 特定空家等の概要

所在地 : 佐渡市河崎1675-1
用途 : 居宅
構造 : 木造板葺平家建
規模(登記面積) : 93.22㎡
(実測値) : 74.80㎡

(2) 代執行開始日

令和2年7月13日(月) 午前9時30分代執行宣言
(天候等により変更する場合があります。)

(3) 作業期間

令和2年7月13日(月)~9月7日(月)を予定

(4) 内容

特定空家等の全部除却

2 取材案内

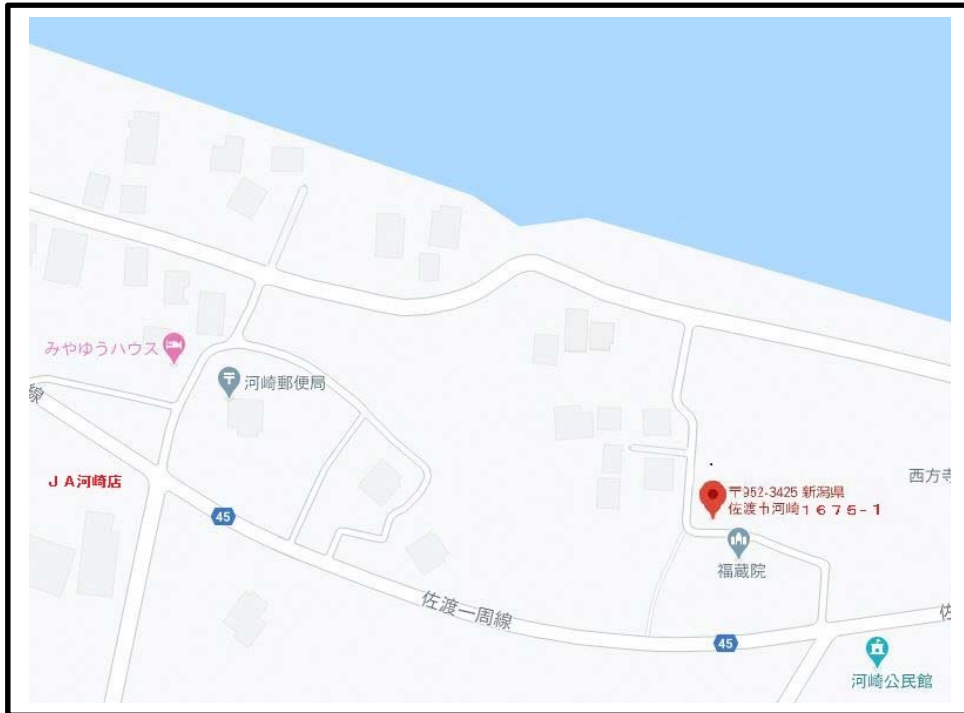
(1) 令和2年7月13日(月)の現地取材を希望される報道機関は、7月10日(金)午後5時までに環境対策課(63-3113)までご連絡ください。

中止もしくは延期となった場合に、各報道機関へ情報提供いたします。

(2) 安全上、また、近隣の方々並びに通行される方々の迷惑にならないよう、職員・保安要員の誘導に従っていただくとともに、所属報道機関名が判る腕章等の着用をお願いいたします。

また、駐車場については以下の3箇所の駐車場をご利用ください。

- ① 福蔵院に隣接する駐車場の県道佐渡一周線側の4区画
- ② 河崎公民館敷地内
- ③ JA佐渡河崎営業所内の駐車場



本件についての問合せ先
佐渡市役所 環境対策課
谷川、佐々木
電話(直通)0259-63-3113